

中行管第3号
平成30年4月12日

中津川市個人情報保護審査会会長

中津川市長 青山節児

諮問書

中津川市個人情報保護条例（平成11年中津川市条例第17号）第7条第1項第4号の規定により、下記の事項について貴審査会の意見を求めます。

記

諮問第1号

市民アンケート調査に伴う、住民基本台帳情報の目的外利用について

事務局	中津川市総務部行政管理課 稲熊
電話	0573-66-1111 内線 441
FAX	0573-66-0634
Mail	gyousei@city.nakatsugawa.lg.jp

諮問第 1 号

市民アンケート調査に伴う、住民基本台帳情報の目的外利用について

1 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会

2 業務の名称

市民アンケート調査業務

3 業務の目的

実施機関が行う施策の企画・立案及び計画の策定等に関する住民意向調査

4 根拠資料等

- ・中津川市個人情報保護条例（平成 11 年中津川市条例第 17 号）
- ・住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）
- ・住民基本台帳の一部の写しの閲覧についての公益性の判断に関する基準（平成 18 年総務省告示第 495 号）
- ・個人情報の取扱いに関する特記仕様書
- ・個人情報の取扱いに関する特記仕様書の項目遵守の確認表